



論そのときにいい所を考えたと思ひます。

○栗栖越夫君 移住斡旋ということば非常に私は結構だと思ひますが、具体的方法或いはどういふような予備交渉があるのか。若しおわかりであればお話し下さい。

○政府委員(土屋重君) この移住につきましては、終戦後私ども成るべく早い機会に海外移住をしたいということをお考えまして、目的はいろいろありますが、日本の人口を解決するという意味から見てみますと、中南米方面の移民の点その他から見て人口問題の解決に直接に役立つというふうには今のところ考えておられないと思ひます。ただ終戦後四つの島に閉じ込められまして国民としても何となく海外移住というものが自由に行かないということから国民の士氣にも沮喪を来します関係もありまして、この意味から海外移住というものが、少くとも一日も早く出したいという考えを外務省としては持つて来たわけでありまして、その見地から具体的にブラジル政府、アルゼンチン政府と特に交渉を重ねて来ました。その間現地に關係のある民間の有志、例えば上塚さんとか松原さんとか、上塚さんはアマゾンの移民關係で約五千家族を昨年の十月にブラジル政府の許可を得たわけでありまして、一方松原さんはブラジルに長く移住されて四千家族の農業移民計画を同じくブラジル政府から許可を取られた。そこで我々といひましては一日も早く出したいと思つていろいろ現実の方法を考えて見ましたが、船賃の問題、又現地の受入態勢、こういう問題もありまして、遺憾ながら本年は本格的に送出の段階にまでまだ達しておりませんという断定を下しましたので、本格的な送出は来年度から実施することになると思ひます。今のところ上塚さんのアマゾン關係で大体来年度送出できると予想いたしておりますが三百七十家族になります。五人家族にいたしまして、三百七十に五を掛けましたものが送出数となる。又松原さんの關係につきましては大体二百家族になります。これも五を掛けますから大体千人くらい、總合いたしまして中南米關係が大体年間内輪に見積つて二、三千程度が今のところ差当りの数字ではないかというふうに考えております。ただ戦前のように移民という恰好で出て来た人を何でも送るといふことはその後事態、実情等に鑑みまして相手国にも必ずしも好ましくない關係もありまして、今後の海外移住につきましてはそういう点を十分考慮に入れまして、現地に行つて勿論生活ができるということが第一条件であります。同時に、行つた相手国に対して日本人として立派に貢献し得る、経済的にも或いは文化的にも貢献し得るというふうな人を送りたいというので、この点につきましては今後十分慎重に考慮を加えて行きたいと考えております。又それ以外にも例えばパラグワイの農業移民計画約百二十家族がござりますが、これもパラグワイ政府から正式の許可を得ておるといふのが現状であります。で、この各国政府との交渉は今後ますます活発になつて行くと思ひますので、中南米方面の海外移住につきましては明るい見通しが全体としてついておると考えております。

で、海外移住の人に対してどういふ措置若しくは教養をしていくかということにつきましては、まあお発ちになるかたが皆さん非常にお急ぎになるかたが多いし、政府としても余りに長い間教養その他においてとめておくことも事情忍びない点もありまして、最も必要なものは、即ち現地の事情をわからせる、又渡航先で迷惑をこうむらないようにすること、で、言葉、宗教、風俗その他につきまして、一般的の知識でございますが、これを一応与えておくということが一つ、それからもう一つはいわゆる身体的な条件だとか、或いはその家族の条件だとかいふものにつきまして、後顧の憂いがないように、病氣の者は病氣を治し、又身体が弱い者については注意を与える、又渡航の者につきましては不慣れの者もありまして、旅券、査証の取付け等のいろいろの点について当人としては自分ではなかなかできないという点もありまして、私どものほうで全部これを引受けまして、旅券の発行、査証、そのほか相手国との交渉ということも引受けしております。そういう無事にこの人たちが相手国に入国したのでありますから、誰か先達者が面倒を見て上げなければいけませんので、引受けるほうにしましては邦人の中ですでにその土地に移住している人たちが、新しく行つた海外移民たちに温かい手を差延べて引受けて、二年なり三年なり共同作業をして、その結果一本立ちになつて初めて實際上の海外移民としての独立を見るという仕組みであります。大体今のところ簡単でございます。

が、そういう何と申しますか、心がまえから私どもはこの神戸斡旋所を教養所と申しますか、出発前の短い期間でござりますが、その間にできるだけのことをしたいと考えております。

○栗栖越夫君 斡旋については或いは政府が奨励金を与えるとか、そういうようなことも考えるのでございまいしょうか。

○政府委員(土屋重君) 本来から申しますと、海外移住のかたが自力でお出になつて、そうして向うに行つても多少の余力を持つて、資力を持つておいでになるということが望ましいのであります。が、今の日本の現状、それから国民経済の事情から見て、これは到底望み得ないと思ひます。そこで私どもといたしましては、最小限度相手国のほうから申しますだけの便宜を供与してもらう、即ち相手国の港に着きましたら、実際に農業に従事いたします所に行つて旅費を貸付けてもらうというところを、行つた上で労働費を貸付けてもらうというところを交渉して、これはやや明るい見通しをつけております。従つて残る問題は日本からその土地に行くまでの船賃というものが、これも馬鹿にできませんで、大体今概算では十四、五万円かかるのであります。この四、五万円のものゝ当人が負担してくれればいいのですが、なか／＼田舎のかたが田地田畑を売り払つたところゝ、五人家族のものが、それだけのものを整えるということが困難であります。それで差当り本年度十二月に出ます五十四人と、それから来年度に出ます者については、予算的措置を議會にもお願いしまして、これを貸付の形で長期に貸付けて、自分たちが独立した

あとで、これを一定の利子なり何なりを付けて返して頂くということで、先ず最初の海外移住者を出したい、こういうふうな考えております。予算的措置も別途議會の御承認を頂きたいと思つております。

○栗栖越夫君 では最後に予算的措置に入るわけですが、それは今度のこの臨時議會で通ります補正予算の中に合はせておられますか。含れておられる場合にはどのくらいの数字であるかということをお示しを願ひたいと思ひます。

なおいつこれを、斡旋所を神戸にお設けになるわけですが、これの予算的措置はもうなつておるかということを一併せて御質問申上げたいと思ひます。

○政府委員(土屋重君) 前後いたしますが、神戸の移住斡旋所のほうから先に申上げておきたいと思ひます。この神戸の斡旋所のほうは大分長い間から私ども大蔵省その他に折衝をいたしましていたのですが、どうも予算的措置がなか／＼うまく行きません關係上、これは臨時に大蔵省のほうから予備金支出をお願いいたしまして、差当りの復旧費、それから来年度三月までの經營費及び事務費というものを一応見積つて頂いております。一方来年度までに出ます移民、今年の十二月の二十七日に第一回の計画移民といたしまして五十四人が出ますことは、先ほどもつと申し上げましたが、それに対する船賃の貸付金額といたしまして、七百八十七万三千二百円というものを、今支出方を議會にお願いしておる次第でございます。

○果綱君 今の議会にお願いして  
おると、今度の補正予算の中に含れて  
おりましたか。

○政府委員(土屋君) そうでござい  
ます。補正予算の中に含れておりま  
す。

○委員(竹下重次君) ほかに御質問  
ございませんか。

別に御質問もないようであります  
し、これは予備審査でありますか  
ら、なお御質問のあるかたはこの次の  
機会にお願いすることにしまして、本  
日はこの程度にとめたいと思ひます。  
御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長(竹下重次君) それでは本日  
はこれで散会いたします。

午後二時四十八分散会

十二月二日予備審査のため、本委員会  
に左の事件を付託された。

外務省設置法の一部を改正する法  
律案

外務省設置法の一部を改正する法  
律案

外務省設置法の一部を改正する法  
律案

外務省設置法(昭和二十六年法律  
第二百八十三号)の一部を次のよう  
に改正する。

第十四条中「外務省研修所」を「外  
務省研修所  
戸移住あつた所」に改める。

第十五条の次に次の一条を加え  
る。

(神戸移住あつた所)  
第十五条の二 神戸移住あつた所  
は、外国に移住しようとする者に

対し、移住に必要な教養を与え、  
及び渡航に必要な手続をあつた所  
を機関とする。

2 神戸移住あつた所は、神戸市に  
置く。

3 神戸移住あつた所に、所長を  
置く。

4 所長は、所務を掌理する。

5 前各項に規定するものを除く  
外、神戸移住あつた所に關し必要  
な事項は、外務省令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行す  
る。

十二月六日本委員会に左の事件を付託  
された。

一、元軍人恩給復活に關する請願  
(第五九六号)(第六三五号)(第  
六三六号)(第六三七号)(第六四四  
号)(第六六九号)(第六九四号)(第  
七七八号)(第七一九号)(第七三七  
号)(第七七八号)(第七五五号)

一、元軍人未亡人に扶助料支給の請  
願(第六三八号)

一、元軍人恩給復活に關する陳情  
(第一九一号)(第二〇五号)

第五九六号 昭和二十七年十一月二  
十五日受理

元軍人恩給復活に關する請願  
請願者 名古屋西區北區匠町  
三ノ二 大塚堅之助外  
八百四十二名

紹介議員 草葉 隆圓君

元軍人恩給復活に當つては、在  
職年限、加算等は従來の規定の精神を  
尊重し、戦没者遺族、戦傷病者に對す

る処置をなるべく厚くせられたいとの  
請願。

第六三五号 昭和二十七年十一月二  
十六日受理

元軍人恩給復活に關する請願  
請願者 千葉市新田町一八七  
板倉俊夫外百二十八名

紹介議員 山崎 恒君

この請願の趣旨は、第五九六号と同じ  
である。

第六三六号 昭和二十七年十一月二  
十六日受理

元軍人恩給復活に關する請願  
請願者 香川県仲多度郡善通寺  
町 西本英夫

紹介議員 三好 始君

この請願の趣旨は、第五九六号と同じ  
である。

第六三七号 昭和二十七年十一月二  
十六日受理

元軍人恩給復活に關する請願  
請願者 福井県三方郡十村大字  
黒田第四号三 山田勇

紹介議員 堂森 芳夫君

この請願の趣旨は、第五九六号と同じ  
である。

第六四四号 昭和二十七年十一月二  
十六日受理

元軍人恩給復活に關する請願  
請願者 福岡県小倉市米町三  
野中侃外五百二名

紹介議員 野田 俊作君

この請願の趣旨は、第五九六号と同じ  
である。

第六六九号 昭和二十七年十一月二  
十六日受理

元軍人恩給復活に關する請願  
請願者 長野県小県郡浦里村三  
四一 小泉源外四十二  
名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第五九六号と同じ  
である。

第六九四号 昭和二十七年十一月二  
十七日受理

元軍人恩給復活に關する請願(十四通)  
請願者 長野県上田市新田二、  
二三五 小林嘉瑞外二  
千十八名

紹介議員 松原 一彦君

この請願の趣旨は、第五九六号と同じ  
である。

第七一八号 昭和二十七年十一月二  
十七日受理

元軍人恩給復活に關する請願  
請願者 高知市西町一三三 山  
岡重厚外千五百八十四  
名

紹介議員 寺尾 豊君、入交  
太藏君

この請願の趣旨は、第五九六号と同じ  
である。

第七一九号 昭和二十七年十一月二  
十七日受理

元軍人恩給復活に關する請願(九通)  
請願者 奈良県北葛城郡玉寺町  
大字王寺二、三三五  
吉村信治外百七十名

紹介議員 駒井 藤平君

この請願の趣旨は、第五九六号と同じ  
である。

第七三七号 昭和二十七年十一月二  
十八日受理

元軍人恩給復活に關する請願  
請願者 福岡県三井郡御原村大  
字岩田 柳勇外千七百  
五十名

紹介議員 松原 一彦君

この請願の趣旨は、第五九六号と同じ  
である。

第七三八号 昭和二十七年十一月二  
十八日受理

元軍人恩給復活に關する請願  
請願者 岡山県浅口郡鴨方町大  
字鴨方一、八七九 中  
西熊太外二千五百三十  
五名

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第五九六号と同じ  
である。

第七五五号 昭和二十七年十一月二  
十八日受理

元軍人恩給復活に關する請願  
請願者 奈良市中新屋町四一  
内田仙次郎外十二名

紹介議員 駒井 藤平君

元軍人恩給復活に對する恩給を復活するに  
當つては、その時期を平和条約発効の  
日からとすること、在職年限加算等に  
ついて従來の規定を尊重すること、遺  
家族および傷病者の処遇を厚くすること、  
支給年限の制限を文官同等にし、  
身体傷害者等には特別の措置を講ずる  
こと等その支給方法を合理的なものと  
せられたいとの請願。

第六三八号 昭和二十七年十一月二  
十六日受理

元軍人未亡人に扶助料支給の請願

請願者 京都市左京区浄土寺南

田町六三 松井房野外

二名

紹介議員 大谷 肇潤君

終戦前まで扶助料を受けていた元軍人の未亡人に対し、講和発効の今日すみやかに扶助料を復活せられたいとの請願。

第一九一号 昭和二十七年十一月二十六日受理

元軍人恩給復活に関する陳情

陳情者 岡山県阿哲郡野馳村 田

房仙市外二名

元軍人の恩給復活は、対日平和条約発効の翌日からするとともに、上に薄く下に厚くするよう民主的に改正し、すみやかに実現せられたいとの陳情。

第二〇五号 昭和二十七年十一月二十六日受理

元軍人恩給復活に関する陳情

陳情者 高知市西町一二三高知県

恩給権擁護連盟内 山岡

重厚

軍関係老齢者および老幼遺族の恩給を財源の許す最大限度において本年の補正予算に計上支給し、来年度に残りの全軍関係恩給有権者の恩給を復活支給せられたいとの陳情。

十二月九日本委員会に左の事件を付託された。

一、日本国憲法第八条の規定による議決案（予備審査のための付託は十一月二十四日）